

議第19号

平成19年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間総給水量		207,183,000 ^{m³}	
1日最大給水量		640,000	
1日平均給水量		566,000	
期首使用者数		726,100 ^件	
期末使用者数		734,800	
増加見込数		8,700	
主要な建設改良事業 上水道施設整備事業		9,500,000 ^{千円}	水道施設の増強及び整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	32,180,000千円
第1項 営業収益	32,054,230千円
第2項 営業外収益	125,770千円

支 出

第1款 水道事業費用	33,436,000千円
第1項 営業費用	26,716,277千円

第2項 営業外費用	6,689,723千円
第3項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,319,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417,281千円及び損益勘定留保資金等9,901,719千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	13,950,000千円
第1項 企業債	11,423,600千円
第2項 出資金	995,000千円
第3項 工事負担金	1,112,108千円
第4項 加入金	402,791千円
第5項 基金収入	15,680千円
第6項 その他資本的収入	821千円

支 出

第1款 資本的支出	24,269,000千円
第1項 建設改良費	10,799,050千円
第2項 企業債償還金	13,444,270千円
第3項 投資	15,680千円
第4項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設整備事業	平成20年度から平成22年度まで	千円 5,400,000
諸施設整備	平成20年度及び平成21年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道施設整備事業費	千円 7,005,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。) 又は消費貸 借の方法に よる。	%	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることが出来る。
公営企業借換債(高金利対策分)	2,404,600			
計	9,409,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成19年2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼